

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎） おはようございます。

開会前の貴重なお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。4月1日付で定期人事異動を行いました。異動及び昇任となりました各課長を御紹介申し上げます。

まず、会計管理者兼出納室長に澤地 彩、昇任でございます。

企画課長に平井孝一。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長に鈴木 諭。

生涯学習課長に増山順一郎。

財務課長に糸賀 浩。

監査委員事務局長に土屋 敦、新任でございます。

産業振興課長に大原清志。

市民保健課長に芹澤直人。

福祉事務所に加藤晶子。

防災安全課長兼防災監に藤井数仁。

建設課長に佐々木豊仁。

議会事務局長に高橋智江。

以上、人事異動に関する課長職12人の御紹介でございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和7年5月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日から5月12日までの4日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定において、議長において、6番 天野美香議員と7番 岡崎大五議員の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和7年5月臨時会）

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月17日、第108回東海市議会議長会定期総会が愛知県豊田市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この定期総会では、会務報告の後、静岡県から提出された学びの多様化学校設置促進に向けた支援制度の拡充についてをはじめとする4県提出の要望が原案可決され、理事会において決定されることとなりました。

このほか、令和6年度の決算等については原案のとおり認定し、令和7年度の負担金、予算並びに役員選任については原案のとおり可決されました。

次に、市長から下田市水道ビジョン及び水道事業経営戦略2025、下田市第3期子ども・子育て支援事業計画の送付がありました。議席配付してありますので御覧ください。なお、下田市水道ビジョン及び水道事業経営戦略2025につきましては、5月12日開催の市議会全員協議会において改めて報告がございます。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありました

ので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐々木雅昭） 朗読いたします。

下総総第79号。令和7年5月9日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和7年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和7年5月9日招集の令和7年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、議第44号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

続きまして、下総総第80号。令和7年5月9日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和7年5月下田市議会臨時会説明員について。

令和7年5月9日招集の令和7年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 高野茂章、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 澤地彩、企画課長 平井孝一、総務課長 鈴木 諭、教育委員会学校教育課長 平川博巳、教育委員会生涯学習課長 増山順一郎、財務課長 糸賀 浩、税務課長 土屋武久、監査委員事務局長 土屋 敦、観光交流課長 田中秀志、産業振興課長 大原清志、市民保健課長 芹澤直人、福祉事務所長 加藤晶子、防災安全課長 藤井数仁、建設課長 佐々木豊仁、環境対策課長 白井通彰、上下水道課長 土屋 剛。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第4号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり、令和7年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、2款地方譲与税から21款市債につきまして、主に国県補助金と基金繰入、地方債の確定等による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の6ページから7ページに記載のとおり、2款総務費から8款消防費までの主に国庫補助事業や各種基金を活用した事業の確定精算に伴う補正措置と、財源調整として12款予備費を増額するものでございます。

それでは改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億91万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億4,912万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条、繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の変更は「第2表 繰越明許費補正」によるというもので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

繰越明許費の変更は、7款土木費、5項都市計画費、事業名 伊豆縦貫道建設促進事業（箕作広場土地購入費）で金額500万円を700万円に変更するものでございます。本件は、本年3月市議会定例会におきまして繰越明許費500万円の議決をいただきましたが、年度内に予定していた契約が見込めなくなったため、専決補正したものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第3表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第3表 債務負担行為の補正は5件で、いずれも利子補給補助金の削除でございます。

1件目は、農林水産業災害対策資金利子補給補助金、2件目は、農業近代化資金利子補給補助金、3件目は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金、4件目は、経済変動対策特別資金利子補給補助金、5件目は、災害対策資金利子補給補助金で、いずれも令和6年度中に新たな融資実績がなかったことから削除したものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、第4条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の12ページをお開きください。

地方債の変更は1件でございます。起債の目的、市営住宅改修事業は、事業費の確定により限度額2,140万円を1,840万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画課関係14款2項1目2節国庫・過疎地域持続的発展交付金166万1,000円の減額から、同3節国庫・デジタル田園都市国家構想交付金18万円の減額、15款2項1目5節県費・ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業補助金151万2,000円の減額、同13節県費・伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト推進事業費補助金12万7,000円の減額までは事業費の確定によるもの。18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金176万円の減額は、事業費の確定による充当金額の変更、同15節調査建設基金繰入金136万6,000円の減額は、充当対象事業の確定によるものでございます。

財務課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税の減額から、4ページ、5ページをお開きください。10款1項1目2節特別交付税の増減までは交付額の確定によるもので、その主なものは、5款株式譲渡所得割交付金1,665万1,000円の増額、及び10款特別交付税8,444万円の増額で、2款から10款までの譲与税等の補正合計額は、合わせて1億1,827万9,000円の増となるものでございます。

続きまして、21款1項4目1節公営住宅債300万円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、先ほど予算書の12ページで御説明申し上げました地方債の補正でございます。21款1項7目1節過疎対策事業債は補正額ゼロ円ですが、各事業の完了に伴い充当先事業の調整を

行ったものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

防災安全課関係、11款 1 項 1 目 1 節交通安全対策特別交付金28万8,000円の減額は、交付額の確定によるもの、20款 5 項 4 目 8 節消防団員退職報償金受入金242万8,000円の減額は、退職報償金額確定によるもの。

産業振興課関係、15款 2 項 1 目 3 節県費・移住就業支援事業費補助金285万円の減額から、同12節県費・地方就職学生支援事業費補助金 2 万2,000円の減額、同 5 目 1 節県費・商工費補助金16万9,000円の増額までは、各交付額の確定によるもの。

建設課関係、14款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金150万7,000円の減額から、同 4 節国庫・景観改善推進事業費補助金35万円の減額、15款 2 項 1 目 6 節県費・バス路線維持助成補助金12万円の減額、同 6 目 3 節県費・住宅費補助金48万7,000円の減額までは、事業費の確定によるもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

18款 2 項 1 目11節景観まちづくり基金繰入金88万1,000円の増額は、充当事業費の確定に伴うものでございます。20款 4 項 1 目 1 節用地事務受託収入76万円の減額は、事務委託の契約額確定によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの歳出でございます。

総務課関係、2 款 9 項 1 目0921行政情報化推進事業32万2,000円の減額は、事業費の確定による不用額。

企画課関係、2 款 1 項 8 目0240地域振興事業166万1,000円の減額、及び同16目0225新庁舎等建設推進事業136万6,000円の減額は、事業費の確定に伴う減額。

財務課関係、12款 1 項 1 目予備費 1 億1,870万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、8 款 1 項 2 目5810消防団活動推進事業242万8,000円の減額は、団員退職報償金の確定によるもの。

産業振興課関係、2 款 1 項10目0246移住交流居住推進事業383万円の減額から、5 款 2 項 1 目3353鳥獣被害対策事業85万1,000円の減額、6 款 1 項 3 目4100消費者行政事業 4 万8,000 円の減額までは、いずれも補助事業の確定に伴う減額でございます。

建設課関係、7 款 5 項 1 目5151都市計画マスタープラン推進事業124万3,000円の減額から、同 2 目5180伊豆縦貫道建設促進事業226万7,000円の減額、同 7 項 1 目5600市営住宅維持管理

事業305万円の減額、同 3 目5630急傾斜地対策事業73万円の減額までは、いずれも事業費の確定による不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

4 番 土屋 仁議員。

○4 番（土屋 仁） すみません。1点ちょっと教えていただきたいのが、概要の11ページ、2 款 1 項10目0246の地方就職学生支援補助金の3万円の減額なんですけど、6月補正で3万円計上したような、多分議会だよりも記載されたような気がしてますけど、6件、5件分、6件分というような言い方だったと思いますが、これ全額減額と、未執行ということによっていいんでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） こちらにつきましては、当初6件分想定の方してございましたが、応募、申請がなかったということで全額削除したものでございます。

○議長（中村 敦） 4 番 土屋 仁議員。

○4 番（土屋 仁） どうしてその申請がなかったかとか、そういう分析はされているのか。恐らく今年度も40万近くの金額が計上されていたのではないかと思いますけれども、ちょっとその辺の申請の仕方が、例えば煩雑であるとか、周知が不足していたとか、ちょっとその辺ありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） すみません。具体的に、企業からこういった形があったのかという部分のヒアリングはしてないという形でございます。しかしながら、この条件といたしまして、基本的に関東圏、東京圏にキャンパスの通う学生が6月1日以降に実施される企業の就職活動について来た場合、なおかつ就職が内定しており、勤務地が静岡県内に所在するということなものですから、通常なかなか下田市の企業において、6月以降の正規の就職活動という形で、東京から面接を受けて、就職内定したという母数自体が非常に少なかったのではないかとこの部分は想定の方してございます。

しかしながら、実際に対象者がいて就職漏れがあったのかどうなのかと。そういった部分

については把握のほうしてございませんので、また今年度のほうもございますので、ある程度下田市内でおきますと、そういった企業というのはある程度限られていると思いますので、実際どうだったのかという部分のほうをヒアリング、聞き取り等のほうをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7 番 岡崎大五議員。

○7 番（岡崎大五） 二、三点お願いします。

まず、一般会計予算補正（第12号）の8ページ、9ページの伊豆縦貫道建設促進事業の箕作広場土地購入費ということで、500万から700万に変わったということで、工事予定の変更などが今後見込まれるのかどうなのか。工事がいつぐらいから始まるのか。これ関連ですけれども、お聞かせいただけないでしょうか。

それから、一般会計予算説明書のほうの27番、このLINE関係ですね、LINE。去年の10月か11月に導入されておりますけれども、現在の登録者数、それから自動的にメールでサービス、メールサービスも同時にまだ進行してるかと思うんですが、メールサービスのほうの登録者数、そして今後の見通しと、どのぐらい目指していくのか。現在、下田市内の公のそのLINEの中では観光協会が1万超えてきています。ですから、一つそれが目安になるのかなと思うんですが、そこら辺のどういうふうにして、これやっぱり増やしていくことが必要だと思いますんで、そうした努力もどういうふうに行っていくのかっていうこともお聞かせいただけないでしょうか。

同じページの5151の都市計画マスタープラン推進事業のこの景観工事のほうのマイナス予算ですけど、これは工事確定によるものなのか。確か1丁目のところのお稲荷さんの辺りから、マイマイ通りに続く道かなと思うんですけれども、そこら辺の工事箇所も同時に教えてください。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、補正予算書の8、9ページの伊豆縦貫自動車道建設促進事業（箕作広場土地購入費）500万円を700万円に変更するもので、令和6年度内の購入を予定していた4筆200万円分の契約が年度内に見込めなくなったため変更したものでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、土地の購入費は秋頃までには契約したいと考えております。実施設計業務につきましては、9月末を完成予定としておりますので、準備が整い次第、国と調整しながら整備工事を発注したいと考えております。土地購入費の遅れで整備工事に影響はないと考えております。

続きまして、27ページの旧下田地区内道路修景舗装工事について説明いたします。

旧下田地区内道路修景舗装工事として、市道稲荷社前線の舗装工事1,206万7,000円の事業費の確定によるものです。場所につきましては、みなと橋からマイマイ通りに向かい、最初の四つ角を右に曲がった市道になります。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 私のほうからは、0921行政情報化推進事業のおけます公式LINEサービス利用等の状況についての御質問にお答えいたします。

申し訳ありません。ちょっとメール登録のほうについては、今日数字がございませんけれども、LINE登録につきましては、令和7年の5月現在です、5月の8日現在で2,461名の方に登録をいただいております。9割弱が静岡県内で、ちょっと市内市外の配分はちょっと分からないんですけれども、また今後ちょっとその辺は分析は進めたいと考えております。

昨年の11月から供用開始ということで、まだ半年たっていない状況ですので、今後につきましては登録の動向ですとか、利用者からちょっと何か利用についての意見を求めたり、アンケートを実施したりとかというふうなことは検討しておりますけれども、今年度、また分析等をした上で周知、それから登録者数の増加に向けた取組等を行っていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） LINEのほうが2,400ということで、ゆっくりこういうのは蓄積されていくというか、数字が増えていくものだと思うんですけれども、人口からしたらどのぐらいのところまで、主にLINE、下田市のLINEの内容を見る限り、やはり市内在住者の方の利用が多いのではなかろうかというような内容になっています。ですから、市の必要なインフォメーションを流していくというようなことがメインになっている現状の中で、これを外に対して、例えばふるさと納税であるとか、そういったところに向けての誘致といいますか、皆さんに寄り付いていただくような考えといいますか、そういったところもかなり必

要になってくるんじゃないかなと、有効に利用したほうがいいんじゃないかなと考えているところですが、その辺りのいわゆる市民に対するメッセージ性と、市の外の人に対する下田ファンに対するメッセージ性っていうところで、ある程度明確な何て言うんですかね、ビジョンみたいなのが必要になってくると思いますけれども、これからまた考えていただければと思うんですが、その点、総務課長今どのように、就かれたばかりでまだあれなんですけど、戦略的に考えていかれるのか、そういう所見で結構ですのでお答えいただけないでしょうか、お願いします。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） ただいまの御質問ですけれども、先ほどの県内9割弱ということなんですけども、残りの1割強のところですね。おおむね東京と神奈川の方が多いというような状況でございます。

LINEの中で提供している情報が、いわゆる行政とか暮らしとかといったサービス、それから観光情報とかいったものを提供しておりますけども、現状がこの2,461名という数字が、ちょっと多いのか少ないのかというのはありますけれども、高齢者の利用とかっていうものを促進したりであるとか、そういった中で利用数を、まず登録を増やしていきたいというのが一つの方向としては優先することかなと。

そうした中で、担当課等も、例えば観光であれば観光課等の担当課と協力し合って情報を充実させていくというようなことで、より登録者数の増加につなげていくというふうな方向で進めばよろしいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員、3回目です。

○7番（岡崎大五） LINEは、やっぱり外に向かった発信力っていうのもありますので、やはりこの独自財源をつくるという明確な意思が、市長のほうからも申し述べられたところでございますので、やはりこのLINEを使って、ふるさと納税をどうするのかっていうのは非常に大きな課題だと思います。ですから、そこら辺に向けても全課一致して取り組んでいただければということで、御要望で終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算書のほうから、歳入の関連と歳出の関連でそれぞれ1点ずつ質問させていただきます。

歳入につきましては、まず20ページの地方交付税のうち特別交付税8,444万ということで、今回新たに追加ということで、主にどういう観点での追加がされたっていうものをお聞きしたいと思います。

歳出の関連では、26ページの土木費の都市計画総務費のうち、5151都市計画マスタープラン推進事業。事業費としては124万3,000円の減額でございますが、財源の内訳の変更ということで、国県地方債が減っていく中で基金のほうを充当されているようですが、当初予定してた事業内容変更によるものか、制度が変わってしまったのか、少しここの財源を変更した要因について教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは、特別交付税の関係の御質問に対しましてお答え申し上げます。

今回の特別交付税につきましては、普通交付税を補足されない特別な財政需要などがある地方公共団体に交付されるものとなってございます。年に2回、12月と3月に交付されるものでございまして、この交付額の決定については、同時期に行われるというところで、この3月に交付決定された額に合わせて増額の補正をさせていただいたというものでございます。

この算定の部分につきましては、ルール部分って言われるものと、ルール以外の部分と言われるものがございまして、ルール部分と言われるものについては、この特別交付税の定められている省令のほうに算出式まで掲載をされているものではございますが、そのルール以外の部分、特殊財政需要分というのは算式等が規定されていないというものでございます。そうした中で、前年度の実績等も含めて予算措置をしている、少し安全を見た形で予算措置をしているところですが、今回決定に当たって増額になったというところで、補正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、旧下田地区内道路修景舗装工事の財源につきまして説明いたします。

歳入の予算書の21ページなんですけれども、街なみ環境整備事業150万7,000円を減額したことによるもので、事業費が1,206万7,000円に対する国庫補助金が602万9,000円が確定したものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 特別交付税の関係ですが、令和7年度についても今年度の3月のような状況が続けば、約8,000万は見込まれる可能性があると思うんですが、これは当初予算には特別交付税として見込んでいるのか、それとも見込んでない額での予算編成であったか教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 特別交付税につきましては、先ほど言ったように算定式が記載されているそのルール分については、ある程度は見込めるというところですが、特殊事情分については、例えば全国で大きな災害があったり、豪雪があったり、そういった部分で配分等も変わってくるというところもございます。

この特別交付税は交付税総額のうちの6%ということで上限が定められておりますので、その中での配分となりますので、そういったことも含めて、7年度のほうの予算措置はしていると、そんな過大には見ていない形で予算措置をしているっていう状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。3回目です。

○13番（江田邦明） ちょっと最後の表現の仕方が、予算措置はしている。何を見ていないで予算措置をしているっていうのがちょっと分からなかったんですが、そのルール外の部分は、見込まない形で予算措置をしているっていうことでよろしいか。最後確認させてください。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） そのルール分のほかに、ルール以外の部分もある程度は見込んでいます。見込んでいるけども、その大きな形では見込んでいないと。例年の状況とか、そういったものも加味した中で見込んでいるという状況でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算書の10ページ、11ページの農林水産災害対策資金と農業近代化のこの資金ですが、いつも制度はあるけども利用者がいないという。こういう形態に実態はなってるんじゃないかと思うんです。前年の補正、1年前も同じような形で見込んではいらなくても、使い手がないという。こういう実態が続いてるんじゃないかと思うんですが、これらの制度を利用する人がいないということはどういうことなのか、どういう理解をしてるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、12ページの起債の目的の市営住宅の改修事業が2,140万から1,840万に減額して
るわけですが、その減額の理由等お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） それでは、補正予算書10ページにございます債務負担行為の減
額でございます。こちらの上の三つが農業関係の制度ということで、主に利子補給という形
になってございます。

一番上が農林水産の災害対策資金ということで、文字どおり災害により被害を受けた農林
水産業者の経営の安定を図るために融資するもの。融資をする金融機関に対して一部の利子
補給をするものでございますので、災害そのものが被害がないとなかなか融資自体が起こり
ませんので、出てきてないという形になります。

現状、対象者は農業者1名と水産業者1名あったんですけれども、令和6年で1名繰上償
還のほうをしてございますので、1名という形になってございます。ですから、こちらにつ
きましては被害がなければ出てこないということで、ないにこしたことはないというもので
ございます。

あと二つですね。近代化資金につきましては、農業の経営農家を目指す農業者の資本整備
の高度化及び農業の経営の近代化のために行うもので、例えばこういったものが対象になる
かといいますと、イチゴで例えば水耕栽培や何かで新たにビニールハウスをつくってやると
いったようなときには、このような資金を借りられる方が多いのではないかなというふうに
思います。

現状、平成27年、平成30年、令和4年に各1名の融資のほうしてございますけれども、な
かなか農業者、新たに施設を、設備を投資して新たに農業を行うという方自体が少ないもの
ですから、毎年毎年あるようなものではないという形でございます。

農業経営金基盤強化の部分につきましてもそうございまして、近年該当なしという形に
なってございますけれども、また、そういった今後農業振興によりまして、新たに資本を入
れて農業を大々的にやっていこうという方が現れた場合には、このような制度が有効になっ
てくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 11ページの地方債の補正の関係でございます。

こちらのほう、この市営住宅改修の事業の事業費が確定で2,695万円。そこから、国庫の補助金分の851万1,000円を除いた残額1,840万円という形で補正をさせていただいてる、変更させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 農業近代化資金と農業経営基盤の強化の資金、特に、この農業近代化資金は、イチゴをやっている人がこの27年、30年あるいは令和4年に使ったという、こういうことですが、具体的には、やはりただ制度があるからという形だけではなくて、農協を含めて農業指導をどうしていくかというようなことが、行政上の課題になってこようかと思うわけです。

さらに、この利子補給も、この補給の内容をより一層高めていくというようなことが必要ではないかと思うんですが、これらの周知や利用計画や、制度を利用をしやすくしていくという。国の制度ですから、一概に市自身でできるものではない側面もあるかと思うんですが、それらの点をどのようにお考えになって、実際に、この農業やっている人たちや水産業やっている人たちの利用促進を図るという、こういう観点が必要かと思いますが、今年度はそういう努力をされてこられたのかどうなのか含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 基本的に、こちらの農業者の方であれば主に農協さん、漁業者であれば漁協さんを基に、融資の相談をして新たに事業を展開していくという部分でございますので、そのこういった制度につきましては、もちろん各金融機関十分御承知でございますので、そういった融資の相談がある際は、こういった利子補給があるという形でやるところでございます。

なかなか新たに農業を大規模に始めるという部分ですね、市の行政のほうから個別に口説いて、多額な投資をして、こういったことをやりませんかという形をこちらから持ちかけるというのは非常に難しいというふうに考えてございますので、基本的には、ある程度相談があった場合にこういった制度がありますよと、ですから、こういった部分がありますので負担になりませんよという部分がメインになっているという形でございます。ですから、新たに農業者に対して、なかなかこちらから自動的にこういった形で大規模にやりませんかという部分は、現在そういった体制にはないというふうに思います。ですけれども、やりたいという方については、できるだけ有利な方で、有利な制度を紹介するというふうに努めていき

たいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第12号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によ

り、下記事件、専第5号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

それでは、専第5号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議案説明資料により説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料1ページの専第5号説明資料①を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和7年度税制改正大綱に基づき、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、下田市税賦課徴収条例の改正を本年3月31日付で専決処分したことから、本臨時会において御報告し承認を求めるものです。

主な改正項目でございますが、1点目は、軽自動車税について、原動機付自転車のうち二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円とする税率区分の改正、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備。

2点目は、固定資産税について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるとする規定の新設。

3点目は、都市計画税について、法律改正による条項ずれの反映。

施行期日は、いずれも令和7年4月1日です。

続きまして、2ページ、専第5号説明資料②をお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線部分が改正箇所となっており、国から示された改正に沿った内容となっております。以下、簡単に説明させていただきます。

2ページの第82条の改正は、軽自動車税（種別割）の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正。

2ページから3ページまでの第89条の改正は、同じく軽自動車税（種別割）の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載に係る規定の整備。

3ページから4ページの第90条の改正は、同じく軽自動車税（種別割）のマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備。

4 ページから 5 ページの附則第10条の 3 の改正は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする規定の新設。

5 ページの附則第30条の改正は、都市計画税で法律改正による条項ずれの反映。

恐れ入りますが、議案件名簿の 5 ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第 1 条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 条は、固定資産税、第 3 条は軽自動車税、第 4 条は都市計画税に関する経過措置を規定したものです。

以上で、報第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7 番 岡崎大五議員。

○7 番（岡崎大五） 多分説明するまでもないような話でちょっと恐縮なんですけれども、マンションの長寿命化の場合の固定資産税の減免ということで、これはマンションに限るっていう解釈で当然よろしいかと思うんですが、すなわち下田市内には僕の住んでるところなんですけれども、別荘地も結構ありまして、道路整備であるとか水道の設備であるとか、そういったものを皆さんの所有者の方々のお金で賄っていると。それに向かって水道局等々で一括で請求し、一括でお支払いしてるっていうような今形でやってるところなんですけれども、そうしたマンション以外の集合住宅的な別荘地は、この要綱に当てはまるのか当てはまらないのかだけ教えてください。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） こちらは、改正マンション管理適正法に基づく管理計画認定マンションと一定の要件を満たすマンションが対象でありまして、個々の戸建ての住宅については該当になっておりません。

○議長（中村 敦） 7 番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 戸建ての住宅ではなく、管理組合みたいな形でやってるわけで、その管理組合が一括して水道料金とかお支払いになってるわけですね。道路設備に関しても、5号道路みたいな形で公のいわゆる使用目的というようなところでやりつつ、下田市のほうで何か補修してもらったりとかいうことはないわけですね。現実的には、その住民の方々のお金でやってるというところで。ですから、個々は当然あれなんですけれども、そうした何ていうか考え方としては、別荘地もマンションのような感じだねっていうような形で運営はさせてもらってるところで、当然今おっしゃったように入ってはこないとは思いますが、そこら辺をどういうふうに解釈したらいいのかとか、これに入っていないからさって言われればそれまでなんですけど、もう一つ何か、何て言うんですかね、解釈的に深掘りとかかしていただければと思うんですけれども。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） こちらは、やはりマンションが全国的に増えていく中で、マンションの大規模修繕を行わないことで、外壁が剥落するとか、廃墟化して周囲に大きな影響を及ぼす恐れがあるということで、適正な時期に大規模修繕を行うっていうことで悪影響を防止するということで、国のほうで法律がつくられてるものですから、その分譲住宅のその何て言いますか、皆さんの自治会の管理とか、そういうことについてはこの条例、税額を減額して、そういう大規模修繕を促進するっていうところは、現状では該当はしないということになります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第44号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久） 議第44号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。この条例改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う下田市税賦課徴収条例の改正項目のうち、報第2号で専決処分の報告を行った令和7年4月1日施行分以外についての改正となっております。

提案理由は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うためです。

それでは、主な改正内容を議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の6ページ、議第44号説明資料①を御覧ください。

主な改正項目でございますが、1点目は、個人市民税について、特定親族特別控除の創設に伴う規定等の整備で、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されることによる所得控除への特定親族特別控除額の追加などで、施行期日は令和8年1月1日。

2点目は、市たばこ税について、加熱式たばこの課税方式の見直しで、施行期日は令和8年4月1日。

3点目は、公示送達について、公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が

閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、従来のように公示事項が記載された書面を市の掲示板に掲示する方法以外に、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態におく措置を取ることとも可能とするもの。施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日。

続きまして、8 ページ、議第44号説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分が改正箇所です。改正箇所を簡単に御説明申し上げます。

第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正。

第18条の 3 は、第18条の改正に伴う規定の整備。

第34条の 2 は、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加。

第36条の 2 は、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備。

第36条の 3 の 2、10ページです。個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族を追加。

第36条の 3 の 3 は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備。

11ページ下側から13ページまで、附則第16条の 2 の 2 は、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例で、加熱式たばこの課税方式について、現在重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとするもの。

恐れ入りますが、議案件名簿の 8 ページにお戻りください。

附則でございますが、第 1 条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものですが、附則16条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日施行、第18条及び第18条の 3 の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日に施行するもの。

第 2 条は、公示送達、第 3 条は市民税、第 4 条は市たばこ税に関する経過措置を規定したものです。

以上、議第44号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、散会いたします。

なお、本日総務文教委員会の審査をお願いいたします。10日、11日は休会とし、12日は本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午前11時03分閉会